

平成目安箱への回答 No.2 (特定の団体への税金の優遇は止めよ)

担当主管課：税務課資産税係 内線 255

要望等内容

財政の健全化は、大磯町にとっても喫緊の課題であることに異論はないと存じます。将来を見据え、収入と支出のバランスを上手にとることは今までの貴殿の施政を見ると、数人の議員も指摘するように貴殿の最大の課題だと思われれます。

さて、支出については、ただ抑えればよしというのではなく、例えば中学校の給食について、食育すなわち教育の一環であるにも関わらず、理念もなくただいたずらに出費を抑えた貴殿の姿勢が破綻を招いたと私たちは分析しています。

また、収入について、最大の財源の地方税の徴収についての怠慢すなわち減収行為があってはならないことは、行政の根幹である公正の観点からも至極当然のことです。私たちは、ある大団地の31㎡のプロパンガス庫について、固定資産税の家屋として課税していないことは、徴税執行の最高責任者の町長の不当行為として是正を求め、大磯町監査委員会に申し立てしましたが、貴殿の政策に対し常日頃からノーチェックの議員監査委員と貴殿の任命した住民監査委員は、あろうことか、家屋の法的認定基準を示したのにも関わらず、「家屋であることの証明書が添付されていない。」と申し立てを審理することなく却下しました。そこで私たちはやむなく横浜地方裁判所に同様趣旨で住民訴訟を提起しましたが、貴殿は「建物の壁に穴が多数ある（実は、ガス庫に義務付けられた通気口）ので家屋とは認定していない。」「フェンスとして（税額ははるかに少ない）償却資産税を徴収している。」等の信じがたい主張をこれまで平然と展開しています。他の数カ所の団地プロパンガス庫には家屋として課税していることからすると、特定の団体への税の優遇措置であることは明らかです。

さて、今年も固定資産税の納付時期が近づいてきましたが、この団地の共同所有者としても係わりのある貴殿は、今年度もこの団地のプロパンガス庫に対して家屋として課税をせず、減収を放置するつもりですか。

以上

回答

町政につきましては日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。町の財政の健全化は、当町にとって非常に重要な課題です。各事業を進めるにあたり、歳出の抑制と歳入の確保を常に念頭におき、町政運営に取り組んでまいります。

さて、御意見にあります、プロパンガス庫に係る固定資産税の課税の件につきましては、現在、係争中の案件であるため、回答は差し控えさせていただきます。

目安箱受付日：H30. 5. 11

掲示日：H30. 5. 22